



体的な事件について示談交渉、調停、訴訟、保全処分、強制執行ほか法律事務を乙に委任するものなどを指す。

#### 第6条（有効期間）

この契約の有効期間は本契約締結の日から1年とし、甲または乙の申出がないときは、更新されるものとする。

本契約の成立を証するため、本契約書2通を作成、甲乙各記名捺印のうえ、各自1通所持する。

年 月 日

（住所）

甲

（住所） 大阪市北区天神橋3丁目3番3号 南森町イシカワビル7階

普門法律事務所

乙 弁護士 普 門 大 輔